

相互援助の手引き



藤岡市ファミリー・サポート・センター

相互援助活動について

子育ての手助けをして欲しい人と、子育ての手助けができる人がお互いに援助活動を行う組織です。

会員の条件

依頼会員 概ね生後3ヶ月から中学生までの子どもの保護者

提供会員 心身ともに健康で子育てに意欲があり、自宅で子どもを預かることのできる人

両方会員 依頼、提供の両方できる人

援助できる内容

センターで行う援助は、あくまでも子どもへの急な手不足を補うための援助ですから、経緯でかつ短期的・補助的なものに限ります。

具体的な援助の内容

1. 保育施設の保育開始前と保育終了後に子どもを預かること。
2. 保育施設までの子どもの送迎を行うこと。
3. 学校の放課後、または学童保育終了後に子どもを預かること。
4. 会員の仕事と育児の両立のために必要な援助。
5. その他会員の子どもの福祉向上のためにセンターが認めた援助

このほかにも、自分自身の余暇活動に必要な時など、センターで認める範囲内で様々な援助活動を行います。

※ 原則として子どもを預かるのは、提供会員の家庭です。

※ 子どもの宿泊を伴う活動は行いません。

※ 病気児童の預かりや家事援助は行いません。

申込方法

- ① 援助を依頼したい日が決まったらセンターに電話で申し込んでください。
- ② センターにおいて、提供会員を紹介します。

- ③ 提供会員と依頼会員で打合せをする場を設定します。
- ④ 依頼による援助活動終了後、提供会員は援助活動の報告を記入し、依頼会員は報告書の内容を確認してサインまたは押印します。
- ⑤ 依頼会員は援助活動終了後に直接、提供会員に報酬を支払います。
- ⑥ 提供会員は1か月分の「援助活動の報告」を翌月の5日までにセンターへ提出してください。

報酬の基準

- センターに係る報酬の基準は次のとおりです。
 - 月曜日～金曜日 午前7時～午後7時＝1時間当たり700円
 - 上記時間外 土曜日・日曜日・祝日・年末年始(12月29日～1月3日)＝900円
- 1回の援助活動時間に1時間未満の端数が生じた場合、端数が30分以内の場合は1時間の報酬額の半額とし、30分を超えて1時間以内の場合は1時間とみなします。
- 援助活動時間の変更は、前日までにセンターへの連絡が必要です。
- 援助活動終了予定時間の当日延長は、お引き受けできない場合があります。
- 兄弟姉妹で複数の子どもを預ける場合、2人目から報酬額が半額になります。
- 依頼会員の都合で依頼を取り消す場合は、取消料が必要になる場合があります。
 - 前日までの取消・・・・・・無料
 - 当日の取消・・・・・・予定された時間の報酬額の半額
 - 無断取消・・・・・・予定された時間の報酬額の全額
- 原則として、食事(ミルク)・おやつ・おむつ等は依頼会員が用意してください。もし、これらの費用を提供会員に負担させた場合は、その費用を依頼会員が支払ってください。
- 送迎などで公共交通機関やタクシーなどを利用した場合は、実費を依頼会員が支払ってください。

《 保 險 制 度 》

会員は、サービス提供会員傷害保険、賠償責任保険、依頼子供傷害保険に加入します。(保険料はセンターが負担します)

◎サービス提供会員傷害保険

保育サービスを提供する会員が保育サービスの提供中や保育サービスを提供するため自宅と依頼会員の子ども宅や保育所等への往復途上(自宅との通常経路)において、急激かつ偶然な外来の事故により傷害を被った場合に補償します。

保険金の種類	保険金額(補償額)	備 考
死 亡	500万円	事故日より 180日以内の死亡
後遺障害	障害の程度により 500～20万円	事故日より180日 以内の後遺障害
入 院 (日額)	2,000円	事故日より 180日を限度
手 術	2,000円 ×10倍または5倍	事故日より 180日以内の手術
通 院 (日額)	2,000円	事故日より180日 以内で90日を限度

(補償例)

- ※ サービス提供会員が、子どもの食事を調理中、やけどをした。
- ※ サービス提供会員が、子どもを預かりに行く途中、自動車事故にあってケガをした。

◎賠償責任保険

保育サービスを提供する会員が、保育サービス提供中に監督ミスや提供した飲食物が原因で第三者(依頼会員の子どもを含む他人。なお、サービス提供会員と同居の親族除く。)の身体または財物に損害を与えたことにより、法律上の賠償責任が生じた場合に負担する賠償金等を補償します。

事 由	てん補限度額(補償額)
対人対物賠償 (1 事故につき)	2 億円
初期対応費用	5 0 0 万円
訴訟対応費用	1,0 0 0 万円
現金・預かり品	1 0 万円

(補償例)

- ※ サービス提供会員の不注意でお湯がこぼれ、子どもに大やけどをさせてしまったことにより賠償請求を受けた場合。
- ※ サービス提供会員が提供(調理)した食事やミルクが原因で、子どもが食中毒を起こしたり、やけどを負ったりしたことにより賠償請求を受けた場合。



◎依頼子供傷害保険

依頼会員の子どもが、保育サービスを受けている間に、急激かつ偶然な外来の事故によって傷害を被った場合に、サービス提供会員の過失の有無に関わらず補償します。

保険金の種類	保険金額(補償額)	備 考
死 亡	300万円	事故日より 180日以内の死亡
後遺障害	障害の程度により 300～12万円	事故日より180日以内 の後遺障害
入 院 (日額)	2,000円	事故日より 180日を限度
手 術	2,000円 ×10倍または5倍	事故日より 180日以内の手術
通 院 (日額)	1,000円	事故日より180日以内 で90日を限度

(補償例)

※ 子どもが階段から落ち、けがをした。



◎研修・会合傷害保険

ファミリー・サポート・センターが主催する研修・会合（交流会を含む）開会中、研修・会合会場への往復途上（自宅との往復の経路）、事前打合せ等（往復途上含む）で、出席者（児童を含む）や当事者が傷害を被った時に補償します。

保険金の種類	保険金額(補償額)	備 考
死 亡	300万円	事故日より 180日以内の死亡
後遺障害	障害の程度により 300～12万円	事故日より180日以内 の後遺障害
入 院（日額）	3,000円	事故日より 180日を限度
手 術	3,000円 ×10倍または5倍	事故日より 180日以内の手術
通 院（日額）	2,000円	事故日より180日以内 で90日を限度

（補償例）

- ※ 研修会場で出席者が転倒してけがをした。
- ※ 研修会上に向かう途中、自動車事故にあってけがをした。

詳細はお問い合わせください。



藤岡市ファミリー・サポート・センター会則

(名称)

第1条 本会は、藤岡市ファミリー・サポート・センター（以下「センター」という。）という。

(事務所)

第2条 センターは、事務所を藤岡市中栗須327番地に置く。

(目的)

第3条 センターは、地域において育児の援助を行いたい者及び育児の援助を受けたい者を組織化し、地域において会員同士が育児に関する相互援助活動を行うことにより、労働者が仕事と育児の両立をできる環境を整備するとともに、地域の子育て支援を行い、もって労働者の福祉増進及び児童福祉の向上を図ることを目的とする。

(事業)

第4条 センターは、次の事業を行う。

- (1) 会員の募集及び登録に関する事
- (2) 相互援助活動の調整に関する事
- (3) 会員を対象とする講習会、交流会の開催に関する事
- (4) 広報に関する事
- (5) 前各号に掲げるもののほか、センターが必要と認める事

(会員)

第5条

- 1 会員は、市内に居住し、又は市内に勤務する者で、育児の援助を行いたい者(以下「提供会員」という。)又は育児の援助を受けたい者(以下「依頼会員」という。)のうち、センターが承認したものとする。
- 2 会員は相互に援助活動を行う。
- 3 会員は、相互援助活動により知りえた他人の家庭に事情等については、プライバシーを侵害したり、秘密を漏らしてはならない。

(入会等)

第6条

- 1 センターに入会しようとする者(以下「入会希望者」という。)は、藤岡市ファミリー・サポート・センター入会申込書(様式第1号)を市長に提出しなければならない。

2 市長は、センターの設立の趣旨を理解していると認めた場合に入会を認め、藤岡市ファミリー・サポート・センター会員証(様式第2号。以下「会員証」という。)を交付する。

3 会員証の交付を受けた者は、センターの実施する講習を受講しなければならない。

(退会)

第7条

1 会員が退会しようとするときは、藤岡市ファミリー・サポート・センター 退会届(様式第3号)を市長に提出するものとする。

2 会員は、退会するときは、前条の規定により発行された会員証を返還しなければならない。

(アドバイザー)

第8条

1 センターにアドバイザーを置く。

2 アドバイザーは、第2条に掲げる事業の実施にあたるほか、次に掲げる業務を行う。

(1) 会員の統括

(2) サブリーダーの選任

(3) サブリーダーの育成指導

(4) 他のファミリーサポートセンター等との連絡調整

(5) 会員間のトラブルへの助言

(6) センターの経理事務等の業務運営

3 前項のサブリーダーは、会員グループ世話役としての業務を行うものであり、アドバイザーは、サブリーダーに対し、相互援助の調整を行うものとする。

(相互援助活動の内容)

第9条

1 相互援助活動の内容は、育児を必要とする概ね生後3ヶ月の乳幼児から中学生までの児童(以下「対象児童」という。)に対して行うもので、次に掲げるものとする。

(1) 保育施設の保育開始時間まで対象児童を預かること。

(2) 保育施設の保育終了後に対象児童を預かること。

(3) 保育施設まで対象児童の送迎を行うこと。

(4) 学童保育終了後、対象児童を預かること。

- (5) 学校の放課後、対象児童を預かること。
- (6) その他会員のために必要な援助を行うこと。
 - 2 対象児童を預かる場合は、原則として提供会員の家庭において行うものとする。
 - 3 提供会員の家庭における対象児童の宿泊は、原則として認めないものとする。

(相互援助活動の実施方法)

第10条

- 1 依頼会員が援助を必要とする場合には、アドバイザー(サブリーダーが置かれている場合には、サブリーダー)に対して援助の依頼の申し込みをするものとする。
- 2 依頼会員から援助の申し込みを受けたアドバイザー又はサブリーダーは、援助の内容、日時等(以下「申し込みに係る援助内容」という。)を援助依頼受付簿(様式第4号)に記載するとともに、申し込みに係る援助内容が実施できる提供会員を調整し、当該依頼会員に紹介するものとする。
- 3 前項の依頼会員及び提供会員は、申し込みに係る援助内容について事前に十分な協議を行い、当該援助の実施を相互に決定するものとし、依頼会員又は提供会員は、協議の結果により当該援助の実施を拒否することができる。
- 4 依頼会員は、提供会員に申し込みに係る援助内容以外の援助を求めてはならない。
- 5 提供会員は、援助実施後、援助活動の報告(様式第5号)に当該援助の実施内容を記入し、依頼会員の確認を受けなければならない。
- 6 提供会員は、前項の援助の実施内容を1ヶ月に1回(又は1週間に1回)アドバイザー(サブリーダーが置かれている場合は、サブリーダーを経由して)に報告するものとする。

(報酬)

第11条 依頼会員は、援助終了後、下記の基準に従って、提供会員に対し報酬を支払うものとする。

- (1) 基本活動日は月曜日から金曜日の午前7時から午後7時とし、1時間あたり700円とする。
- (2) 上記曜日・時間以外、祝日及び年末年始(12月29日から1月3日)の場合は1時間あたり900円とする。

- (3) 1回の活動が30分以内の場合は1時間の半額とする。
- (4) 時間を延長したときは、30分以下は基準額の半額とし、30分を超えて1時間までは1時間とする。
- (5) 複数の子供(兄弟姉妹)を預ける場合は、2人目から半額とする。
- (6) 取り消しの場合は、次のとおり依頼会員が支払う。
 - ア 当日取消 予定された時間の報酬額の半額
 - イ 無断取消 予定された時間の報酬額の全額
 - ウ 前日までの取消 無料
- (7) 交通費、食事(ミルク)、おやつ代、おむつ代等については、依頼会員が実費を支払う。また、依頼会員が特定のものを希望する場合には、依頼会員が用意する。

(事故への対処)

第12条

- 1 相互援助活動中に事故が生じた場合は、当事者である会員相互間において解決するものとする。
- 2 前項の事故が生じた場合は、速やかにセンターに連絡するものとする。
- 3 会員は、第1項の事故に備え、(財)女性労働協会を保険契約者とするファミリー・サポート・センター補償保険に一括して加入するものとする。

附 則

この会則は、平成16年4月1日から施行する。

ただし、第9条に定める相互援助活動は、平成16年6月1日から施行する。



藤岡市ファミリー・サポート・センター

〒375-8601 藤岡市中栗須 327

藤岡市役所保健センター 子ども課内

TEL 0274-23-5777 FAX 0274-22-7502

開設時間 月曜日～金曜日 9:00～17:00